

令和7年3月17日

令和 7 年 3 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和7年3月17日

午後2時 00 分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木英樹	11	渡部 正人
		12	工藤 次雄
3	佐々木 力	13	大高 富子
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	16	大鐘 正彦
7	大高 清勝		
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	舩谷 雅弘	17	佐々木博子

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	佐藤 栄一
局長補佐	長谷川 直人
行政専門員	今井 一晴

6. 案 件 議 案 番 号	
1 1	農地法第3条の規定による許可申請について
1 2	農地法第5条の規定による許可申請について
1 3	農用地利用集積計画について
1 4	農地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について
協議事項1	令和7年度農作業労働賃金の目安について
報告事項1	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項2	非農地判断について
7. 会議の概要	
	(開 会)
事 務 局	ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届け出があります。2 番舩谷雅弘委員、1 7 番佐々木博子委員です。1 9 名中1 7 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長から総会の議長と進行をお願いいたします。
議 長	それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 (なし)
議 長	ないようですので会議を進めます。
議 長	次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号1 番 佐々木英樹委員と議席番号1 8 番 安井鐘美委員の両名にお願いします。
議 長	次に、 議案第1 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 事務局の説明を願います。
事 務 局	議案第1 1 号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が1 件で、譲渡人が1 人、譲受人が1 人、申請士

地の面積は、畑が 5 7 5 m²です。賃借権の設定は 2 8 件で、賃貸人が 2 8 人、賃借人が 1 2 人、申請土地の面積は、田が 8 3, 2 9 7 m²、畑が 3 6, 0 3 7 m²です。使用賃借権の設定は 1 件で、貸し人が 1 人、借り人が 1 人、申請土地の面積は、田が 4, 5 8 8 m²です。

次のページをお願いします。

主な内容についてご説明します。

整理番号 1 は所有権移転で、申請土地は梅内字石田、地目は畑で、面積 m²、価格、申請事由は経営拡張となっています。

整理番号 2 は賃借権の設定で、申請土地は字中悪戸、地目は田で、面積 m²、1 0 a 当たりの賃借料、申請事由は経営拡張、期間は 年間となっています。

7 ページをお願いします。整理番号 3 0 は使用賃借権の設定で、申請土地は久喜沢字大林、地目は田で、面積 m²、申請事由は後継者へ一部継承、期間は 年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号 3 番を先議します。

1 6 番 大鐘正彦委員は暫時ご退席願います。

(大鐘委員退席)

議 長 整理番号 3 番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 整理番号 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(大鐘委員着席)

議 長 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

		(賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長		次に、 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		議案 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付するためご提案いたします。 農地転用許可申請は 1 件で、賃貸借権設定及び使用貸借が 1 件、貸人が 2 人、借人が 1 人です。申請土地の面積は、田が 4 2, 2 7 2 の内 1, 2 2 7 m²、畑が 2 7, 3 0 5 の内 1, 4 1 9 m²、計 6 9, 5 7 7 の内 2, 6 4 6 m²です。 1 0 ページをお願いします。 整理番号 1 申請土地は浅内字砂山[REDACTED]、上段の 4 筆については無償による使用貸借、下段の 1 0 筆については、賃借料[REDACTED]の賃貸借になります。申請事由[REDACTED]農地区分は農用地区域内農地であり、4 月 1 日から 3 年間の一時転用です。 申請地の位置は、1 1 ページをご覧ください。 今回の申請に係る山砂の採取地は、浅内黒岡の集落[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]一時転用をして[REDACTED]したいとの申請目的です。 土地の利用計画は、1 2 ページです。 申請者である借主[REDACTED] [REDACTED]します。現在[REDACTED]は、令和 4 年 6 月から 3 年間の一時転用の許可を得ておりますが、本年 6 月 2 0 日で許可期限を迎えます。一時転用の期間は最長 3 年までとなっており、同じ場所での更新は出来ないことから、現在の一時転用地の[REDACTED] [REDACTED]しようとするものです。 事業費は、[REDACTED]添付されております。 被害防除については、法面を安定勾配とし、[REDACTED] [REDACTED]施行するとしております。 説明は以上になります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議 長		本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。
伊藤隆一委員		議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、3 月 5 日(水)、現地調査班第 2 班、2 番舩谷委員、5 番佐々木一也委員、事務局と私の 4 人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。 整理番号 1 の現地は、平坦な土地で、申請地の一部が休耕しており、一部がそば畑として利用されている状況でした。

	転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。周辺の土地へ影響がない計画であることを確認してきました。 以上、ご報告いたします。
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。 それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
佐藤敏彦委員	砂運搬路は、許可期限終了後は現況復旧されるのか。
事 務 局	農振農用地区域内の農地は、原則転用は認められなが、最長３年間の期間に限って一時転用は認められることから、当該申請地についても、３年間の許可期間終了後は現況復旧してもらうことになる。
佐藤敏彦委員	わかりました。
議 長	他にご質問等ありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第１３号 農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第１３号 農用地利用集積計画の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が４件で、譲渡人が４人、譲受人が４人、申請土地の面積は、田が１８，４６８㎡です。利用権の設定は４件で、賃貸人が４人、賃借人が３人、転借人が１人、新請土地の面積畠が１８，６１４㎡です。権利の移転は１件で、移転人が１人、受け人が１人、申請土地の面積は田が３９，０７３㎡です。 次のページをお願いします。
議 長	整理番号１は所有権移転で、申請土地は字小野沢■■■■■、地目は田で、面積■■■■■㎡、価格■■■■■円、移転事由は経営拡張となっています。

なお、整理番号4については、先月、農地法第3条で所有権移転の申請がありましたが、譲渡人が申請方法を誤ったことから、再度、利用集積で申請されたものです。

整理番号5は利用権の設定で、申請土地は荷上場字中島[REDACTED]、地目は田で面積[REDACTED]㎡、賃借料[REDACTED]、設定事由は経営拡張。期間は[REDACTED]年間となっています。

整理番号8は利用権の設定で、申請土地は朴瀬字藤切台[REDACTED]、地目は田で面積[REDACTED]㎡、10a当たりの賃借料[REDACTED]円、設定事由は中間管理権、期間は[REDACTED]年間となっています。

次のページをお願いします。

整理番号9は権利の移転で、申請土地は荷上場字上向田面[REDACTED]、地目は田で面積[REDACTED]㎡、移転事由は区画整理事業による、残存期間は[REDACTED]年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号5番、6番、9番を先議します。
15番 伊藤一美委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議長 整理番号5番、6番、9番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 整理番号5番、6番、9番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(伊藤委員着席)

議長 伊藤一美委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議長 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議 長	議案第 1 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 1 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 4 号 能代市長から農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 申請内容は、所有権移転が 1 件で、移転人が 1 人です。設定する土地は、田が 2 0, 6 0 6 m²です。 権利の設定は 4 件で、設定人が 4 人です。設定する土地は、田が 3 9, 4 8 1 m²です。 権利の移転は 1 件で、移転人が 1 人です。設定する土地は田が 7, 5 3 4. 7 7 m²です。 次のページをお願いします。 整理番号 1 は、所有権移転で、申請土地は浅内字福田上野■■■■■、地目は田で面積■■■■■ m²、価格■■■■■、設定事由は経営拡張となっています。 整理番号 3 は、権利の設定で、申請土地は整理番号 1 と同じ、賃借料は無償、期間は売買成立までとなっています。これは所有権移転が最終的に成立するのが来年度となるため、今年度無償で借りるというものです。 2 0 ページをお願いします。 整理番号 6 は、権利の移転で、申請土地は種字柳原■■■■■、地目は田で面積■■■■■ m²、移転事由は賃借人の死亡による、残存期間は■■年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 4 号について、意見なしとして、提出することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は意見なしとして、提出することに決しました。

議 長	次に、協議事項1 令和7年度農作業労働賃金の目安についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	農作業労働賃金の目安ですが、農家が作業を受委託する際の賃金の決定にあたり、話し合いを円滑にさせていただくため、毎年度、農業委員会で農作業賃金の目安額を定め、広報やホームページで周知しております。 この金額はあくまで目安であり、単価表にも「この金額は、目安額を示したもので、実際のほ場の状況や地域の労働慣行等の実情により、当事者で協議の上、作業賃金を決定してください。」と記載しております。 令和7年度の農作業労働賃金（案）については、2月の総会終了後、農政専門委員会を開催し、令和7年度農作業労働賃金の目安（案）のとおりとしております。 検討資料の1ページ目では農政専門委員会での検討結果及び検討にあたり事務局が示した2案、6年度の金額、一番右側の列には、6年度の県内他市及び山本郡3町の平均額をまとめております。検討資料2ページ目では、県内の主な市と山本郡3町の設定料金を示しております。 事務局からの説明は以上です。
議 長	本案につきましては、農政専門委員会で審議をしておりますので、農政委員長代理から審議の概要を報告願います。
工藤次雄委員	2月18日、農政専門委員会を開催し、農作業労働賃金の目安について協議しましたので検討結果と協議の過程について報告いたします。 事務局からは、秋田県最低賃金やコメの価格の上昇といった情勢から、農作業賃金についても増額が必要との考えに基づき、秋田県の最低賃金の上昇率を目安にして、各作業項目の金額を算出した案と県内他市町村の農作業労働賃金を参考に金額を算出した案との2案が示されました。 委員会では、昨今の社会情勢を鑑み、単価引き上げについてやむを得ないものと意見が一致し、上げ幅については、秋田県の最低賃金の上昇率を目安にして金額を算出した案1をベースに、各作業項目の金額についてそれぞれ協議した結果、令和7年度のコメ案を資料のとおりとすることで意見を集約しました。 なお、6年度まで設定しておりました畑耕起のうち畝立てと転作田耕起については、他の市町村では項目自体をほぼ設定していないことやほ場の状況や栽培作物より耕起の回数や仕上げの状況にかなり幅があり、標準的な金額を設定することが難しいことから、委員会での検討の結果、令和7年度からは、項目自体を削除することとしております。 以上、農政専門委員会の検討結果について、ご報告いたします。
議 長	事務局の説明と農政委員長代理からの審議概要の報告がありましたが、何かご質問等はありませんか。
佐藤敏彦委員	畑耕起作業が、他の作業種類より単価の上昇率が高いがその要因な何か。
事 務 局	畑の耕起作業は、水田耕起作業に比べより土を細かくしなければならない

		ため、作業時間が掛かることを考慮したことから単価が上昇した。
佐藤敏彦委員		わかりました。
議 長		他にご質問等ありませんか。
		(なし)
議 長		ご質問等がないようですので、採決に入ります。 協議事項１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長		次に、 報告事項１ 農地法第１８条第６項の規定による通知について 議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(説明省略の声)
議 長		説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長		次に、 報告事項２ 非農地判断について を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		報告事項２ 非農地判断について、農地への復元が困難と見込まれた農地について、農地法第２条第１項で規定する農地に該当しないものと判断したため報告します。 農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地として非農地判断した農地は、田が２３９筆、面積は２６５，５４１．４６㎡、畑が５７筆、面積は３６，２０．８１㎡、計２９６筆、面積は３０１，５６２．２７㎡です。 はじめに、再生利用が困難な農地とは、既に森林の様相を呈している場合や周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であつて、かつ、基盤整備事業の実施等が計画されていない農地が対象となります。 非農地判断するまでの経緯としては、農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地と思われる所有者等へ、非農地と判断することの意向について、

事前に通知し、確認を行っております。また、土地改良区や農業振興課へ事前確認を行い、非農地化に支障がないと回答があった土地について、非農地判断を行っております。

所有者等へ非農地通知を２月２５日付けで発送いたしました。法務局で登記地目を変更するよう文書を同封しております。

非農地と判断した土地は、３０ページ以降の一覧表となります。

左側から、整理番号、所在、地目、面積、所有者としております。

地目の現況は、全て原野と判断しております。

説明は以上です。

議 長

ただ今の説明に対し、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長

報告事項でありますのでご了承願います。

議 長

続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

事 務 局

- ・今後の行事予定について
- ・運営委委員会の開催について

議 長

委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時45分

議 長

議事録署名委員

1 番

18 番